

平成 2 8 年 海 事 代 理 士 試 験
筆 記 試 験 問 題

1 時 限 目 (9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0)

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。[]に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、[ア]、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- (2) 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び[イ]の自由を有する。
- (3) 衆議院が解散されたときは、解散の日から[ウ]日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。
- (4) [エ]は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- (5) 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて[オ]を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2. 日本国憲法及び判例を参照した次の文章のうち、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。
- (2) 新聞紙に謝罪広告を掲載することを命ずる判決は、その広告の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明する程度のものであつても、憲法第十九条に違反する。
- (3) 取材の自由については、公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、制約を受けることがある。
- (4) 最高裁判所の全ての裁判官は、国会が任命する。
- (5) 国務大臣の過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 未成年者が法律行為をするには、その□□□□の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
- (2) □□□□は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。
- (3) 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって□□□□損害の賠償をさせることをその目的とする。
- (4) □□□□は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。
- (5) 夫婦の一方が□□□□に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 表意者が相手方と通じてする真意でない意思表示は無効であるため、第三者はその善意・悪意を問わず、当該意思表示の無効を主張できない。
- (2) 土地に抵当権が設定された場合、抵当権の効力は、その土地及びその土地の付加一体物に及ぶ。
- (3) 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償額は、約定利率が法定利率を超えるときは法定利率による。
- (4) 賃借人は賃借物を使用収益することができるため、賃貸人の承諾を得ずに賃借物を転貸し収益を得ることができる。
- (5) ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害について損害賠償責任を負うが、当該使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をした場合はこの限りでない。

3. 商法

1. 次の文章は、商法の条文である。[]に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 本法ニ於テ船舶トハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テ [ア] ノ用ニ供スルモノヲ謂フ
- (2) 船舶ノ賃貸借ハ之ヲ [イ] シタルトキハ爾後其船舶ニ付キ物權ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効力ヲ生ス
- (3) 船長ハ傭船者又ハ荷送人ノ請求ニ因リ運送品ノ船積後遲滞ナク一通又ハ数通ノ [ウ] ヲ交付スルコトヲ要ス
- (4) 共同海損又ハ船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債權ハ [エ] ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- (5) [オ] ハ航海ニ関スル事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ填補ヲ以テ其目的トス

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶共有者の間においては、船舶の利用に関する事項は、各船舶共有者の持ち分の価格に従い、その過半数で決める。
- (2) 船長は、船籍港外においては、航海のために必要であっても、裁判外の行為を行う権限は有していない。
- (3) 船舶先取特権は船舶についてのみ認められる。
- (4) 過失により海難を惹起させた場合であっても、救助者は救助料を請求することができる。
- (5) 船舶所有者は、発航の当時、当該船舶が安全に航海できることを担保しておかなければならない。

4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる法令として適切なものを、以下の選択肢ア～オから選び、その記号を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 国土交通省海事局に検査測度課を設置することを規定する法令
- (2) 国土交通省の本省に地方運輸局を設置することを規定する法令
- (3) 神戸運輸監理部海事振興部に貨物・港運課を設置することを規定する法令

【選択肢】

- ア 国土交通省設置法 イ 国土交通省組織令 ウ 国土交通省組織規則
エ 地方運輸局組織令 オ 地方運輸局組織規則

2. に当てはまる適切な国土交通省海事局又は地方運輸局の内部組織の名称を、以下の選択肢ア～スから選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 国土交通省海事局において、海事思想の普及及び宣伝に関する事務を所掌しているのは、である。
- (2) 国土交通省海事局において、船舶並びに船舶用機関、船舶用品、造船に関する施設、船舶の用に供する鋳工業品その他船舶に係る鋳工業品、鋳工業の技術及び構築物の工業標準に関する事務を所掌しているのは、である。
- (3) 地方運輸局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、又は海事部である。
- (4) 地方運輸局において、船舶のトン数の測度及び登録に関する事務を所掌しているのは、又は海事部である。

【選択肢】

- ア 総務課 イ 船用工業課 ウ 海洋・環境政策課 エ 船員政策課
オ 運航労務課 カ 内航課 キ 船舶産業課 ク 海技課 ケ 海技・振興課
コ 総務部 サ 海上安全環境部 ス 海事振興部

3. 次に掲げる県を管轄する、国土交通省の地方支分部局である地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置として適当なものを、以下の選択肢ア～トから選び、その記号を回答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 富山県
- (2) 福井県
- (3) 香川県

【選択肢】

ア 東北運輸局 イ 関東運輸局 ウ 北陸信越運輸局 エ 中部運輸局
オ 近畿運輸局 カ 四国運輸局 キ 宮城県 ク 新潟県 ケ 山梨県
コ 富山県 サ 石川県 シ 愛知県 ス 三重県 セ 大阪府 ソ 京都府
タ 広島県 チ 岡山県 ツ 香川県 テ 徳島県 ト 愛媛県

平成 2 8 年 海 事 代 理 士 試 験
筆 記 試 験 問 題

2 時 限 目 (1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 5 0)

5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 船員法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。なお、1つの語句につき選択出来るのは2回までとする。(10点)

- (1) この法律の規定及びこの法律に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には□アに、船舶貸借の場合には□イに、船舶所有者、□ア及び□イ以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。
- (2) 船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、□ウ箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。
- (3) 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後□エ年以内の女子（以下「妊産婦」という。）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。
- (4) 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額□オ箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。
- (5) 海上労働証書の交付を受けるために受検した法第100条の2第1項に基づく検査の結果に不服がある者は、その結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して□カ日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- (6) この法律に規定する□キの権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により□キの指定する□クが行うこととすることができる。
- (7) 法第111条の規定に基づく、事業状況報告及び災害疾病発生状況報告は、それぞれ次の各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならない。
- 一 事業状況報告書 毎年□ケ月末日
 - 二 災害疾病発生状況報告書 毎年□コ月末日

【語群】

A. 派遣先事業者	B. 地方運輸局長	C. 国土交通大臣	D. 海事局長
E. 船舶貸渡人	F. 市町村長	G. 派遣元事業者	H. 地方運輸支局長
I. 船舶借入人	J. 都道府県知事	K. 労務供給事業者	L. 船舶管理人
M. 10	N. 90	O. 6	P. 12
Q. 3	R. 1	S. 14	T. 4
U. 9	V. 5	W. 30	X. 8
Y. 2	Z. 7		

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) この法律において「海員」とは、船内で使用される船長及び船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。
- (2) 次の文章は船員法を遵守しているケースの説明である。
「船長は、船長の許可なく船内の禁止された場所で喫煙した海員A及びその事実を知る海員Bを、A及びB以外の海員5人(以下、立会人という。)を立ち会わせて取り調べ、立会人の意見を聴いた上で、Aを懲戒処分とすることを決定し、停泊日数及び航海日数のあわせて1週間の上陸禁止処分とした。」
- (3) 船舶所有者は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更(以下「雇入契約の成立等」という。)があったときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならないが、船舶所有者が届け出ることができないときは、船長が、船舶所有者に代わって届け出なければならない。
- (4) 船員が負傷または疾病のため職務に堪えないとき、船舶所有者は雇入契約を解除することができるが、船員は解除することができない。
- (5) 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日等を記載した書面を二通作成し、うち一通を船員に交付し、他の一通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から三年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。
- (6) 海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者が受検する中間検査の時期は、海上労働証書の有効期間の起算日の後二回目と三回目の検査基準日(海上労働証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。以下同じ。)の間であるが、その時期を繰り上げて中間検査を受検し、合格した船舶の次回以降の中間検査の時期については、検査基準日を中間検査に合格した日の前日に相当する毎年の日とする。

3. 船員法第100条の2の規定に基づく定期検査を初めて受ける場合において、海上労働検査申請書に添付しなければならない書類を、臨時海上労働証書の写し及び海上労働遵守措置を記載した書類以外に「～の写し」という形で2つ答えよ。(2点)

4. 船員法第118条第1項の規定に基づき、船舶所有者が、乗組員の中から救命艇手を選任しなければならない船舶とは、平水区域を航行区域とする船舶以外のどのような船舶か2つ答えよ。(2点)

6. 船員職業安定法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、 台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに船員職業安定法第77条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (2) 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後 間、これを保存しなければならない。
- (3) 法令に違反して国土交通大臣に船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して を経過しない者は、船員派遣事業の許可を受けることができない。
- (4) 船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者が 雇用する船員であって、船員派遣の対象となるものをいう。
- (5) 船員労務供給事業には、期間傭船契約による場合を除き、 により人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。

【語群】

1. 認可	2. 1ヶ月	3. 10年	4. 派遣元管理	5. 1年
6. 国籍	7. 臨時	8. 派遣契約	9. 6ヶ月	10. 3ヶ月
11. 船舶管理	12. 日々	13. 登録	14. 3年	15. 労務管理
16. 4年	17. 常時	18. 請負契約	19. 期間	20. 更新
21. 免許	22. 本籍	23. 届出	24. 供給契約	25. 5年

2. 次の(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ア. 船員派遣事業の許可の有効期間は、当該許可の翌日から起算して3年である。
イ. 船舶所有者を代表する団体は国土交通大臣に届け出て、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。
- (2) ア. 船舶所有者は、募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給与してはならない。

- イ. 船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第1条第1項に規定する船舶において就業させるための船員派遣をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) ア. 無料船員職業紹介許可事業者は、毎年4月30日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- イ. 国土交通大臣は、無料の船員労務供給事業の許可申請書を受理したときは、交通政策審議会の意見を聴き、許可するかどうかを決定する。
- (4) ア. 無料の船員職業紹介事業を行う学校の長は、当該学校の卒業生については船員職業紹介を行うことはできない。
- イ. 船員派遣契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- (5) ア. 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、両替、質屋、酒類の販売の業務を行うことができないが、国土交通大臣の許可を受けたときは、当該業務を行うことができる。
- イ. 船員派遣事業の許可を受けようとする者は手数料を納付しなければならないが、船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けようとする者は手数料を納付する必要はない。

【選択肢】

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. ア-○ イ-○ | 2. ア-○ イ-× | 3. ア-× イ-○ | 4. ア-× イ-× |
|------------|------------|------------|------------|

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(15点)

- (1) この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合にはアに、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用する。
- (2) 海技免状の有効期間の更新を申請する者は、海技免状更新申請書に、海技士身体検査証明書（申請日以前イ以内に船員法施行規則に規定するウにより受けた検査の結果を記載したものをいう。）又は海技士身体検査合格証明書（申請日以前エ以内に海技試験の身体検査を受け、交付されたものに限る。）のいずれかその他必要な書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (3) 海技試験を申請する者は、当該試験を受ける地が本邦外にあるときは、オを経由して国土交通大臣に海技試験申請書を提出しなければならない。
- (4) 船舶所有者は、小型船舶以外の船舶には、カ歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。
- (5) 国土交通大臣は、船舶がキの構造又は装置を有していること、航海の態様がキであることその他の国土交通省令で定める事由により、乗組み基準によらなくてもクを確保することができると認める船舶については、ケの申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。
- (6) 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関するコを受有する者であって国土交通大臣のサを受けたものは、海技免許を受けなくとも、船舶職員になることができる。
- (7) 特定操縦免許を受けようとする者は、操縦試験に合格し、かつ、小型シ講習課程を修了していなければならない。
- (8) 小型船舶操縦士は、操縦免許証をスし、又はき損したときは、操縦免許証セ申請書を国土交通大臣に提出し、操縦免許証のセを申請することができる。
- (9) 二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験は、試験開始期日の前日までにソ歳九月以上の年齢の者でなければ、受けることができない。

2. 海技試験の免除に関する法令の規定を参照した次の各文章について、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 内燃機関四級海技士(機関)の資格を有する者が、五級海技士(機関)の資格について海技試験を受ける場合、学科試験の一部が免除される。
- (2) 五級海技士(航海)の資格を有する者が、二級海技士(通信)の資格について海技試験を受ける場合、学科試験が免除される。
- (3) 四級海技士(電子通信)の資格を有する者が、二級海技士(通信)の資格について海技試験を受ける場合、学科試験が免除される。

3. 海技免許の限定について、海技免許限定解除(変更)申請書の提出により解除することができるものを下欄のア～キの中から全て選び、その記号を解答欄に記入せよ。(1点)

ア. 履歴限定	イ. 船橋当直限定	ウ. 機関当直限定	エ. 機関限定
オ. 能力限定	カ. 設備等限定	キ. 技能限定	

4. 三級海技士(機関)試験(身体検査及び口述試験)を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

(乗船履歴表)

船 舶	期 間	資 格	職 務
総トン数20トン以上の乙区域又は甲区域内において従業する漁船	三年以上	/	機関の運転
出力1,500キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶	二年以上	四級海技士(機関)	機関士(一等機関士を除く。)
総トン数20トン以上の近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶	一年以上	四級海技士(機関)	機関長又は一等機関士

今ここに、現在35歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が三級海技士(機関)試験(身体検査及び口述試験)を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶及び漁船は、いずれもこの法律が適用されているものである。(1点)

- ・ 17歳から19歳までの間に、総トン数33トン・出力800キロワットの乙区域内において従業する漁船に、機関部の当直部員として1年2月乗り組んだ履歴
- ・ 25歳から27歳までの間に、総トン数1,600トン・出力3,000キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、四級海技士（機関）についての海技免許を有する二等機関士として1年9月乗り組んだ履歴
- ・ 31歳から32歳までの間に、総トン数199トン・出力1,000キロワットの遠洋区域を航行区域とする船舶に、四級海技士（機関）についての海技免許を有する一等機関士として2月乗り組んだ履歴

平成28年海事代理士試験
筆記試験問題

3時限目（13：00～14：50）

8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もってを増進することを目的とする。
- (2) 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、計画（指定区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) ① 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- ② 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (4) 人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。）を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。
- (5) 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣のを受けなければならない。
- (6) 航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。
- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
 - 二 起点が終点と一致する航路であつてのないもの

(7) 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し を求めることができる。

9. 港湾運送事業法

1. 次の①及び②の法令の規定を参照した文章の正誤について、正しい組み合わせを選択肢ア～エから選び、回答欄に記入せよ。(5点)

(1) ① 港湾においてする船積貨物の警備等の港湾運送関連事業を営もうとする者は、港湾ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、事業所の数の変更等の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更についてはこの限りではなく、当該変更後に、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ればよい。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(2) ① 国土交通大臣は、災害の救助その他の公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、港湾運送事業者を指定して、貨物の取扱又は運送の方法又は順位を変更するよう命ずることができる。

② 港湾運送事業者が、正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しない場合、国土交通大臣は、当該港湾運送事業の許可を取り消すことができると、港湾運送事業法に明記されている。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

(3) ① 港湾運送事業者が事業を廃止する場合は、廃止の日の60日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

② 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる理由により貨物の引渡をすることができないときは、荷送人の費用をもってこれを倉庫業者に寄託することができる。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

- (4) ① 検数事業、鑑定事業又は検量事業を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- ② 港湾荷役事業の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、少なくともその貨物量に70%を乗じて得た貨物量に係る港湾運送を自ら行わなければならない。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

- (5) ① 港湾運送事業法において、「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしな
いとを問わず、港湾運送を行う事業をいう。
- ② 港湾運送関連事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾ごとに、
料金を定め、その実施前に又はその実施後遅滞なく、国土交通大臣に届け出
なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

ア ①正、②正

イ ①正、②誤

ウ ①誤、②正

エ ①誤、②誤

2. 次の文章は、港湾運送事業法に関する文章である。

に入る適切な法令上の語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣の を受けなければならない。
- (3) 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、 の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (4) 国土交通大臣は、規定により審査した結果、申請が基準に適合していると認め

たときは、以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者などに該当する場合を除いては、港湾運送事業の許可をしなければならない。

(5) 国土交通大臣は、港湾運送事業における運賃及び料金に関する変更命令に関しては、に諮らなければならない。

- | |
|---|
| ①罰金 ②事業計画 ③交通政策審議会 ④懲役 ⑤一般港湾運送事業
⑥港湾運送約款 ⑦港湾荷役事業 ⑧許可 ⑨運輸審議会 ⑩認可
⑪港湾運送関連事業 ⑫国会 ⑬禁錮 ⑭承認 ⑮事業内容 |
|---|

10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1)① 内航海運業法第三条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 アの名称及び位置
 - 三 使用する船舶の名称、船種、イその他国土交通省令で定める事項
 - 四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- ② 前項の申請書には、資金計画、ウ、その他の国土交通省令で定める事項を記載したエを添付しなければならない。
- (2) 内航海運業者は、そのオを他人に内航海運業のため利用させてはならない。
- (3)① 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、そのカに、国土交通大臣に届け出なければならない。
これを変更しようとするときも、同様とする。
- ② 国土交通大臣は、前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送約款をキすべきことを命ずることができる。
- ③ 国土交通大臣がク内航運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、内航海運業者が、ク内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、又は現に定めている内航運送約款をク内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。
- (4) 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数ケトン以上又は長さコメートル以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

1 1. 港則法

1. 港則法に関する次の文章中、 内に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（6点）

- (1) 特定港内に停泊する船舶は、 ア 定めるところにより、各々その イ 又は ウ に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。
- (2) 特定港における危険物の積込、積替又は荷卸の許可の申請は、作業の種類、 エ 及び オ 並びに危険物の種類及び カ を具して、これをしなければならない。

【語群】

① 港湾法の	② 検疫法の	③ 関税法の	④ 出入国管理及び難民認定法の
⑤ 他の法律の	⑥ 政令の	⑦ 国土交通省令の	⑧ 港長が公示で
⑨ 国土交通大臣が告示で		⑩ 海上保安庁長官が告示で	
⑪ 長さ	⑫ きつ水	⑬ トン数	⑭ 乗員乗客の数
⑮ 機関の種類	⑯ 機関の出力	⑰ 業務	⑱ 危険物の種類
⑲ 前寄港地	⑳ 船籍	㉑ 積載物の種類	㉒ 次寄港地
㉓ 場所	㉔ 領事査証	㉕ 原産地証明書	㉖ 危険物専用倉庫の場所
㉗ 数量	㉘ 期間	㉙ 危険物取扱者の氏名	

2. 港則法に関する次の文章群(1)～(4)における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（4点）

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

(1)

- ① 入港届又は入出港届の提出は、入港する前に港長に提出しなければならない。
- ② 総トン数20トン未満の外国船舶が特定港に入港する場合、入港届又は入出港届を港長に提出することを要しない。

(2)

- ① 特定港のけい留施設にけい留しようとする者は、港長に届け出なければならない。
- ② 特定港内において、端舟を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

(3)

- ① 特定港以外の港則法が適用される港において危険物の積込をするには、港長の許可を得なければならない。
- ② 特定港の境界附近において危険物の運搬をしようとするときは、港長に届け出なければならない。

(4)

- ① 特定港の境界附近で端艇競争をしようとする者は、予め港長に届け出なければならない。
- ② 特定港以外の港則法が適用される港において工事又は作業をしようとする者は、当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長の許可を受けなければならない。

12. 海上交通安全法

1. 東京湾以外に、海上交通安全法が適用される海域を下欄の語群から2つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(2点)

【語群】

- | | | | |
|-------|-------|------|------|
| ①宗谷海峡 | ②津軽海峡 | ③相模湾 | ④駿河湾 |
| ⑤伊勢湾 | ⑥瀬戸内海 | ⑦若狭湾 | ⑧土佐湾 |
| ⑨大隅海峡 | ⑩対馬海峡 | ⑪有明海 | |

2. 海上交通安全法に関する次の文章中、 内に入る適切な語句又は数字を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 巨大船とは、 ア 以上の船舶をいう。
- (2) 航路を航行する義務のある船舶は、 イ 以上の船舶である。
- (3) 航路を航行しようとする巨大船等の船長は、航路外から航路に入ろうとする日の ウ までに、船舶の名称等を航路毎に決められた海上交通センターの長に通報しなければならない。
- (4) 備讃瀬戸北航路において巨大船に準じて航行に関する通報を行う船舶は、 エ 以上の船舶である。
- (5) 危険物を積載していた オ 以上の船舶で当該危険物を荷卸し後ガス検定を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、法の適用については、その危険物を積載している危険物積載船とみなす。
- (6) 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害発生により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある海域について、 カ により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。

【語群】

- | | | | |
|------------------|------------------|--------------|---------|
| ①危険物積載量が爆薬換算10トン | ②危険物積載量が爆薬換算20トン | | |
| ③危険物積載量が爆薬換算25トン | ④危険物積載量が爆薬換算30トン | | |
| ⑤危険物積載量が爆薬換算40トン | ⑥危険物積載量が爆薬換算50トン | | |
| ⑦総トン数100トン | ⑧総トン数300トン | ⑨総トン数500トン | |
| ⑩総トン数1000トン | ⑪総トン数3000トン | ⑫総トン数5000トン | |
| ⑬総トン数15000トン | ⑭総トン数20000トン | ⑮総トン数25000トン | |
| ⑯長さ25メートル | ⑰長さ50メートル | ⑱長さ75メートル | |
| ⑲長さ100メートル | ⑳長さ140メートル | ㉑長さ150メートル | |
| ㉒長さ160メートル | ㉓長さ200メートル | ㉔長さ300メートル | |
| ㉕日出 | ㉖6時 | ㉗前日18時 | ㉘前日日没 |
| ㉙前日正午 | ㉚前日日出 | ㉛前日6時 | ㉜前々日18時 |
| ㉝前々日日没 | ㉞前々日正午 | ㉟前々日日出 | ㊱前々日6時 |
| ㊲告示 | ㊳国土交通省令で定めるところ | ㊴政令で定めるところ | |

3. 海上交通安全法に関する次の文章群(1)及び(2)における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(2点)

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

(1)

- ① 航路及びその周辺の海域において、工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならないが、「その周辺の海域」とは、航路の側方の境界線から航路の外側2海里以内の海域である。
- ② 航路及びその周辺の海域以外の海域において、工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官に届け出なければならない。

(2)

- ① 航路及びその周辺の海域以外の海域において、漁具を設置しようとする者は、海上保安庁長官に届け出なければならない。
- ② 航路及びその周辺の海域において、魚礁を設置しようとする場合、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により□ア□を輸送しようとする者は、あらかじめ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則で定めるところにより、その旨を□イ□に届け出なければならない。
- (2) 緊急に処分する必要があると認めて□ウ□が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてする船舶からの廃棄物の排出をしようとする者は、その排出に関する計画が同基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して□エ□の確認を受けなければならない。
- (3) 海洋施設を設置しようとする者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則で定めるところにより、その設置の工事の開始の日の□オ□日前までに海上保安庁長官に届け出なければならない。

【語群】

- | | | | |
|-----------|----------|----------|-----------|
| ① 内閣総理大臣 | ② 農林水産大臣 | ③ 国土交通大臣 | ④ 環境大臣 |
| ⑤ 海上保安庁長官 | ⑥ 油 | ⑦ 有害液体物質 | ⑧ 未査定液体物質 |
| ⑨ 7 | ⑩ 10 | ⑪ 30 | ⑫ 60 |

2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶からの油の排出は、当該船舶ごとに承認申請書を提出し、環境大臣の承認を受けた場合認められる。
- (2) 船舶から水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。）で政令で定める基準に適合し、許可を受けたものの排出を行う場合、1回限りの排出であれば、船舶所有者は当該排出に用いられる船舶について海上保安庁長官の登録を受けなくてもよい。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者が廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、申請書を提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (4) 港湾管理者又は漁港管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油

処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の60日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- (5) 副本を添えてする申請、届出又は報告であって、国土交通大臣にするもの（船舶又は港湾管理者及び漁港管理者以外の者が行う廃油処理事業に関するものに限る。）は、当該申請、届出又は報告に係る船舶の所在地又は廃油処理事業に係る廃油処理施設の設置される場所の周辺海域（船舶又は自動車により廃油の収集を行う場合にあっては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域）のうち処理の対象となる廃油を排棄する船舶が主として存する海域若しくは廃油処理施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。

平成28年海事代理士試験
筆記試験問題

4時限目（15：10～17：00）

14. 船舶法
15. 船舶安全法
16. 船舶のトン数の測度に関する法律
17. 造船法
18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等
に関する法律

14. 船舶法

1. 次の文章中の□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 日本船舶は法令の定めるところに従い、日本の国旗を掲げ、かつ、その名称、船籍港、番号、□ア□、喫水の尺度その他の事項を標示する必要がある。
- (2) 管海官庁の事務は、外国にあっては日本の□イ□がこれを行う。
- (3) 主として帆をもって運航する装置を有する船舶は、□ウ□を有するものであっても、これを帆船とみなす。
- (4) 管海官庁において総トン数の測度又は改測の申請を受けたときは、□エ□に船舶を臨検させ、船舶のトン数の測度に関する法律の規定により船舶の総トン数の測度又は改測を行わせ、かつ、□オ□及び□カ□を作成させなければならない。
- (5) 船舶法第五条ノ二第一項の規定により日本船舶の所有者が船舶国籍証書の□キ□を受けることを要する期日は、管海官庁において船舶法施行細則第三十条の規定により船舶国籍証書を交付するとき、又は船舶国籍証書の□キ□を行うときに、各船舶ごとにこれを指定する。
- (6) 船舶法第十五条又は第十六条の規定により仮船舶国籍証書の交付を受けようとする者は、申請書に□ク□の取得を証する書面を添えて管海官庁に提出しなければならない。
- (7) 申請人の都合により□ケ□の申請を取り下げ、又は船舶が□ケ□を要さないものとなった場合であっても、□ケ□着手後であるときは□ケ□手数料を徴収する。
□コ□の場合についてもまた同じである。

2. 次の文章中の□に入る適切な語句を以下の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 船舶法第五条第一項の規定により登録を行った船舶について、所有者の変更があったときは、新所有者は□ア□の申請を行った後でなければ、その船舶を航行させることができない。ただし、その事実を知るに至るまでの間及びその事実を知った日より二週間以内はこの限りでない。
- (2) 日本船舶が外国の港に碇泊する間において船舶国籍証書が滅失若しくは毀損し、又はこれに記載した事項に変更を生じた時は、船長はその地において□イ□を受けることができる。
- (3) 船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域外に船舶が所在する場合において、船舶法施行細則第二十二條の変更の登録を行おうとするときは、船舶所在地を管轄する管海官庁に□ウ□を申請し、□エ□を受けることができる。
- (4) 船舶法第五条ノ二第四項の規定により職権をもって□オ□を行ったときは、当該管海官庁は遅滞なくその旨並びに当該船舶の種類、名称、船籍港及び総トン数、船舶所有者の住所及び氏名又は名称並びに□オ□を行った年月日を船籍港を管轄する登記所に□カ□しなければならない。
- (5) 船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を□キ□すべき場合において、これを□キ□することができないときは、その事由を説明しなければならない。

- (6) 船舶が外国にある場合その他やむを得ない事由により船舶法第五条ノ二第一項の規定により国土交通大臣が定める期日までに船舶国籍証書を提出することができない場合において、その期日までにその船舶の所有者より理由を付して申請があったときは、を管轄する管海官庁は、提出期日の延期を認めることができる。
- (7) 管海官庁は、船舶原簿（共同人名簿を含む。）については、抹消登録を行った年の翌年からこれを保存しなければならない。
- (8) 管海官庁における総トン数の測度又は改測の結果、当該船舶の総トン数が二十トン未満であると判明した場合であっても、を求める申請者に対しては、これを交付しなければならない。

- | | | | | | |
|-------------------|-----------------|---------------|----------|---------|-----------|
| 1. 総トン数の測度 | 2. 総トン数の改測 | 3. 登録の訂正 | 4. 抹消の登録 | | |
| 5. 船舶国籍証書の書換 | 6. 船舶国籍証書の検認 | 7. 仮船舶国籍証書の交付 | | | |
| 8. 臨検調査書の交付 | 9. 登記事項証明書の交付 | 10. 船舶国籍証書の交付 | | | |
| 11. 総トン数計算書の謄本の交付 | 12. 船舶件名書の謄本の交付 | | | | |
| 13. 登録事項証明書の交付 | 14. 臨検 | 15. 通知 | 16. 嘱託 | 17. 移送 | |
| 18. 標示 | 19. 提示 | 20. 返還 | 21. 訂正 | 22. 催告 | 23. 船舶所在地 |
| 24. 船舶取得地 | 25. 船籍港 | 26. 最初に到着した地 | 27. 50年 | 28. 30年 | |
| 29. 10年 | 30. 5年 | | | | |

15. 船舶安全法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。

(ア～エ：各1点、オ～ケ：各2点)

- (1) 小型船舶とは、総トン数トン未満の船舶を指す。
- (2) 船舶安全法第三条の規定により、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする長さメートル以上の船舶又は総トン数トン以上の漁船には満載吃水線を標示する必要がある。
- (3) 製造検査の対象となる船舶は、長さメートル以上の船舶である。
- (4) 船舶安全法第五条の規定により、は船舶安全法第二条第一項の事項、第三条の満載喫水線、第四条の無線電信に関する検査を受検する必要がある。
- (5) を受有しない船舶を臨時に航行の用に供するときには、臨時航行検査を受検しなければならない。
- (6) を受けた製造者が当該物件を製造し、且つ管海官庁、又は小型船舶検査機構の検定を受けた場合には、当該物件に関する船舶安全法第五条の検査(を除く。)又は第六条の検査を省略する。

2. 次の問いに答えよ。(各2点)

- (1) 船舶安全法の目的を2つ答えよ。
- (2) 船舶安全法第三十二条(施設強制の規定の不適用)が適用され、船舶検査を受検する必要がない漁船はどのような漁船か答えよ。
- (3) 最大搭載人員はその種類から3つに区分されるが、それぞれの名称を全て答えよ。

16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文である。□に入る最も適切な語句を下から選び番号を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、□ア□に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の□イ□及び国際トン数証書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) この法律において「□ウ□」とは、外板、仕切り（可動式のものを含む。）若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い（天幕を除く。）により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。
- (3) □エ□は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の□オ□を表すための指標として用いられる指標とする。
- (4) □カ□は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。
- (5) 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の□キ□を表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (6) この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、□ク□（運輸監理部長を含む。）に行わせることができる。
- (7) 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その□ケ□に、船舶に立ち入り、国際トン数証書（条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。）、国際トン数確認書その他の物件を□コ□させることができる。

- | | | |
|-----------|--------------|------------|
| 1. 検査 | 2. 測度 | 3. 公証 |
| 4. 捜査 | 5. 国際トン数 | 6. 総トン数 |
| 7. トン数 | 8. 純トン数 | 9. 載貨重量トン数 |
| 10. 責任トン数 | 11. 質量 | 12. 積量 |
| 13. 最大積載量 | 14. 許容重量 | 15. 限界重量 |
| 16. 総積量 | 17. 純積量 | 18. 海上保安官 |
| 19. 職員 | 20. 外国船舶監督官 | 21. 船舶検査官 |
| 22. 船舶測度官 | 23. 海上安全環境部長 | 24. 地方運輸局長 |
| 25. 領事官 | 26. 暴露場所 | 27. 閉囲場所 |

28. 閉鎖区域

29. 除外場所

30. 海上運送

31. 海上

32. 海事

33. 船舶

34. 航海

35. 登録

36. 自重

37. 大きさ

38. 構造

39. 形状

17. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の□ア□を期することを目的とする。
- (2) 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は□イ□を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、□ウ□の定める手続きに従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から□エ□以内に、その施設の概要及び□オ□を国土交通大臣に届け出なければならない。

2. 造船法に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 造船法第二条第一項の規定に基づき、総トン数五千トンの鋼製の船舶の修繕をすることができる造船台を備える施設を借り受けた者が、造船法第三条第一項の規定に基づき、当該造船台の拡張に係る国土交通大臣の許可を受けることはできない。
- (2) 総トン数二千トンの鋼製の船舶の製造をすることができるドックを所有する者が、当該ドックにおいて総トン数二千トンの鋼製の船舶の修繕をすることができるようにする場合は、造船法第三条第一項の規定に基づき、設備の増設に係る国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (3) 軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業を開始した者は、造船法第六条第一項の規定に基づく事業開始の届出をしなければならない。
- (4) 総トン数五百トンの鋼製の船舶の修繕をすることができる造船台を備える船舶の修繕の施設を所有し、事業を営む者は、毎年一回、鋼造船所施設状況報告書を提出するが、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合には、提出する必要はない。
- (5) 造船法第二条第一項の規定に違反した者は、一箇月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の に入る適切な語句（同法において使用されているものに限る。）を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、 ア （当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な イ の設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について ウ が設定する エ に対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。）を実施しなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶の オ は、当該国際航海日本船舶について ウ が設定した エ の変更その他の国土交通省令で定める事由があったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、 カ への記載を行わなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、 カ をその最後の記載をした日から キ 年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。
- (4) ク （国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置に関する事項、 ア の実施に関する事項、 ケ の選任に関する事項、 オ の選任に関する事項、 コ の実施に関する事項及び カ の備付けに関する事項その他の国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。）は、 ウ の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更（ コ の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。